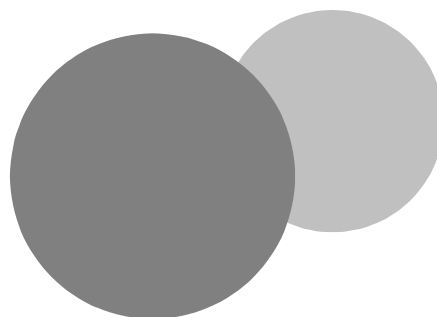
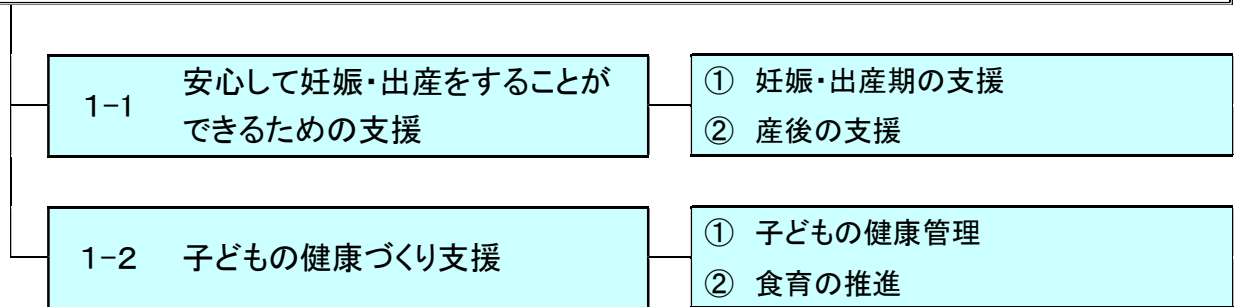


第4章 子ども・子育て支援施策



基本目標 1 親と子どもの健康づくり

誰もが安心して出産し子育てができるよう、親子の心身ともに健康な生活を支えていきます。



【方針】

子どもの成長と子育て支援のスタートとして、すべての妊産婦、母親と子どもに対して、妊娠・出産・育児期を通じて切れ目のない支援を行い、誰もが安心して妊娠・出産・育児ができるようになることを目指します。

- ・妊婦の健康管理や早期治療のために重要な妊婦健康診査について、受診者・受診回数の増加を目指し、啓発に努めます。
- ・出産後、できるだけ早期に乳児のいる家庭を訪問し、健康づくりや子育て支援の契機とします。

施策 1-1 安心して妊娠・出産をすることができるための支援

妊産婦の自主的な健康づくりを支援するとともに、産前・産後にかけて切れ目のない支援の体制を整え、安全で安心な妊娠・出産及び乳幼児期の子育てを支援します。

① 妊娠・出産期の支援

妊産婦の健康の保持と異常の早期発見・早期治療を図ります。また、不妊治療や安全な出産についての対策を推進します。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
母子健康手帳の交付	妊産婦及び出生児の健康管理と成長記録用の手帳を交付します。	健康づくり課	
若年妊婦訪問	20歳未満の出産予定の方の家庭訪問を行うとともに、産後も必要に応じ、継続して家庭訪問を行います。	健康づくり課	
妊婦健康診査	妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦が医療機関及び助産所で健康診査を受けます。	健康づくり課	確保内容 P83 参照
不妊治療費補助制度	不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療に要する費用を補助します。ただし、一定の限度額があります。	健康づくり課	
助産施設入所相談	健康保険の出産給付が受けられない方で、出産費用を用意できないときに助産施設入所を実施して安全な出産を確保します。	子育て支援課	

② 産後の支援

出産後で乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援の契機とするとともに、子育て家庭の環境や母子の状態を確認し、必要な場合は早期支援につなげます。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問員・保健師・助産師(新生児産婦訪問を兼ねる)が訪問し子育て支援に関する情報提供や育児相談を行います。	健康づくり課	確保内容 P84 参照
新生児・産婦訪問	生後28日以内の新生児及び産婦に助産師が訪問し、子どもの発育の確認や親の相談に応じます。出生届提出時に、申込みにより実施します。	健康づくり課	
産後ヘルプ事業	妊娠8か月から出産後2か月以内の母親で、体調不良のため家事・育児が困難であり、同居の親族の支援が受けられない場合に援助者の紹介・調整を行います。	子育て支援課	

施策 1-2 子どもの健康づくり支援

一人ひとりの乳幼児の発育や発達に応じた健康づくりを支援します。

① 子どもの健康管理

乳幼児健康診査等により、子どもの健康管理を支援するとともに、健康や子育ての課題発見の契機として、必要な場合は早期支援につなげます。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
乳幼児健康診査	身体計測、内科診察、歯科健診、育児・栄養・ことばについての保健指導等を実施します。	健康づくり課	
予防接種	感染症を予防し、子どもの健康をまもるため、予防接種法等に基づき、予防接種を実施します。	健康づくり課	

② 食育の推進

生きるための基本的知識である正しい食事や食習慣について啓発し、子どもの健康づくりを支援します。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
食育教室等の実施	離乳食や幼児食の教室を開催したり、広報号外「健康ひろば」で、食育についての知識啓発を図ります。	健康づくり課	

基本目標 2 安心して楽しい子育ての推進

すべての親が子育てに対する不安や負担、孤立感を感じることなく、自らも親として成長しながら、充実した子育てができるよう、社会全体で支え合う子育てを推進します。

2-1 子育て意識などの形成	<ul style="list-style-type: none"> ① 若い世代が子どもとふれあう体験の促進 ② 父親と母親がともに担う子育ての促進
2-2 子育ての相談と情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ① 子育ての相談 ② 地域子育て支援情報の提供 ③ 施設・サービス利用に関する支援
2-3 子育てに関する学習や子育て家庭の交流促進	<ul style="list-style-type: none"> ① 子育てに関する学習と交流の拠点整備 ② 子育てに関する学習の機会の提供
2-4 地域の相互援助活動や自主的活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 相互援助活動の支援 ② 自主的活動の支援
2-5 一時的に子どもを預けられる体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ① 一時預かり事業 ② 病児の預かり ③ 宿泊を伴う預かり
2-6 子育てにかかる経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ① 手当の支給 ② 医療費の助成 ③ 教育・保育にかかる負担の軽減

【方針】

親が働いている、働いていないにかかわらず、すべての子育て家庭に対して、子育て相談、子育て情報、交流の場などを提供するとともに、子育てに関する「レスパイト支援」（一時的な休息のための支援）を整備し、成長していく子どもとともに歩むことが、「楽しい」と実感できる、充実した子育てができるようになることを目指します。

- ・一時的に子どもを預かる事業について、子育てに関するレスパイト支援の役割も含むものとして位置づけ、目標を設定して充実を図ります。
- ・各事業の質的向上や充実について検討します。
- ・子どもを連れて外出しやすい環境づくりや子どもを見守る意識啓発について、総合的に検討します。

施策 2-1 子育て意識などの形成

将来、親となる若い世代に対する体験学習の提供や、父親の育児参加を促すことで、子育て意識を高めていきます。

① 若い世代が子どもとふれあう体験の促進

少子化で小さな子どもと接する機会が減っているため、将来、親となる若い世代が乳児や園児とふれあう機会を提供し、子育ての楽しさを体験できるようにします。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
中学生保育園訪問	すべての中学生が、家庭科の「幼児の生活と家族」の単元の学習として、保育園等を訪問し、園児とふれあいます。	学校教育課 (各中学校)	
保育体験教室	15歳以上の方が、一日保育士として園児と遊ぶなど、保育園の生活を体験するとともに、保育士と話をし理解を深めます。	子育て支援課	
赤ちゃんふれあい体験	中学生以上の方が、赤ちゃんとふれあうとともに、子育て中の母親と話をし理解を深めます。	子育て支援課	

② 父親と母親がともに担う子育ての促進

「男は仕事、女は家事・子育て」といった固定的な性別役割分担意識の解消を図るとともに、父親が子どもとふれあい、育児に参加する機会を提供して、父母が協力し、ともに子育てを担っていく子育て家庭の形成を促進します。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
固定的性別役割分担意識解消についての啓発	男女共同参画情報紙の発行、市広報、ホームページ等さまざまな媒体を利用して男女共同参画の啓発を行うなかで、固定的性別役割分担意識の解消を図ります。	企画政策課	
父親の育児参加を促進する事業	子育て支援センター「パパもいっしょに遊ぼう！」等の各種事業や子育て支援情報提供のなかで、父親の育児参加を促進し、意識啓発を図ります。	関係各課	

施策 2-2 子育ての相談と情報提供の充実

子育てについて気軽に相談ができ、必要な情報を得ることがきる体制を整備することにより子育ての知識・経験の不足や相談相手がないことからくる不安や孤立感の軽減を図ります。

① 子育ての相談

子どもの健康、子どもとの接し方、しつけ、子育て家庭の悩みごとなど、子育てに伴うあらゆる問題について相談に応じる体制を整備します。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
こども家庭相談室	児童相談のほか、女性相談、ひとり親家庭相談が連携して子どもと家庭の問題について総合的に相談を実施します。また、夜間・休日の電話児童相談を行います。	子育て支援課	
子育て支援センター 子育て相談	子育て支援センターの保育士による子育て相談を行います。	子育て支援課	
保健センター育児相談	保健師・栄養士・歯科衛生士・心理相談員が発育・発達・育児などの相談を行います。	健康づくり課	
子ども・若者総合相談	主として青少年期に入った子どもの不登校、いじめ、非行などの悩みごとの相談を行います。	青少年育成課	

② 地域子育て支援情報の提供

子育て家庭が必要とする情報を一元的に提供します。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
子育て支援情報誌	子育て支援情報誌・一宮市子育て支援センター情報紙などの発行と配布により、子育てに関する情報の提供を行います。	子育て支援課	
子育て支援サイト	子育て支援サイトを開設し、子育てに関する情報を提供します。また、子育て支援掲示板は、ウェブにおいて交流や情報交換のできる場を提供します。	子育て支援課	

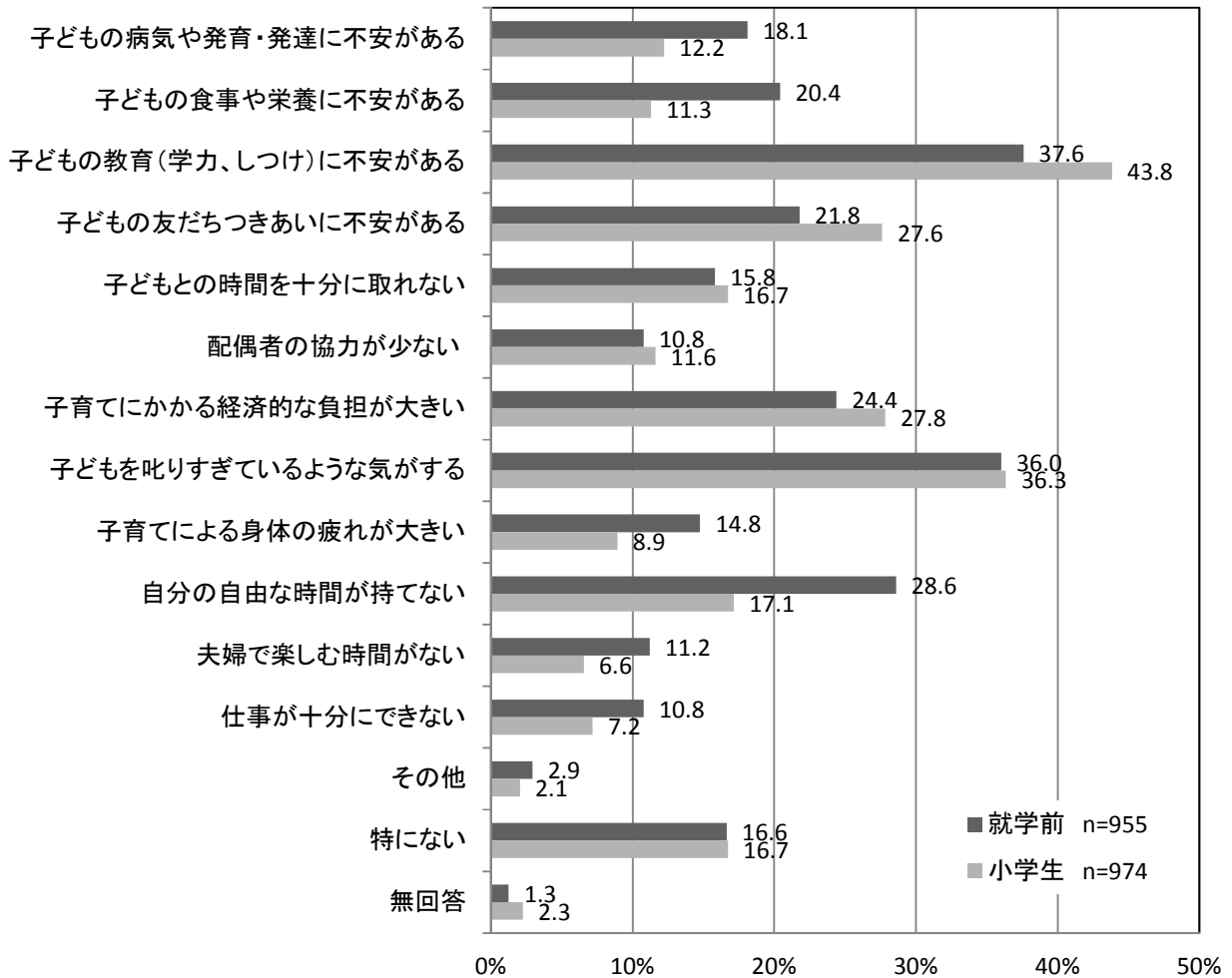
③ 施設・サービス利用に関する支援

子育てサービスを利用される方の目的やライフスタイルに最も適切な施設・サービスの利用について相談や支援を行う事業の実施について検討します。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
利用者支援事業	利用者のニーズをさらに把握して、適切な形態で支援ができるよう検討を進めます。	子育て支援課	実施検討 P85 参照

【アンケート調査結果より】

子育てに関して日常的に悩んでいること、気になることは、「子どもの教育（学力、しつけ）に不安がある」が4割前後と最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」が4割弱となっています。



施策 2-3 子育てに関する学習や子育て家庭の交流促進

楽しく子育てができるよう、子育て中の親子の交流を促進するとともに、子育てについて学ぶことができるさまざまな機会を提供し、子育ての不安や孤立感の軽減を図ります。

① 子育てに関する学習と交流の拠点整備

子育て支援拠点において、来所する親子の交流と子育ての仲間づくりを促進します。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	子育て支援センターや子育てひろばを開設し、子育て中の親子が気軽に利用できる交流の場を提供します。	子育て支援課	確保内容 P86 参照
移動子育て支援センター	公共施設等を巡回して臨時の子育て支援センターを開設し、交流の場を提供します。	子育て支援課	

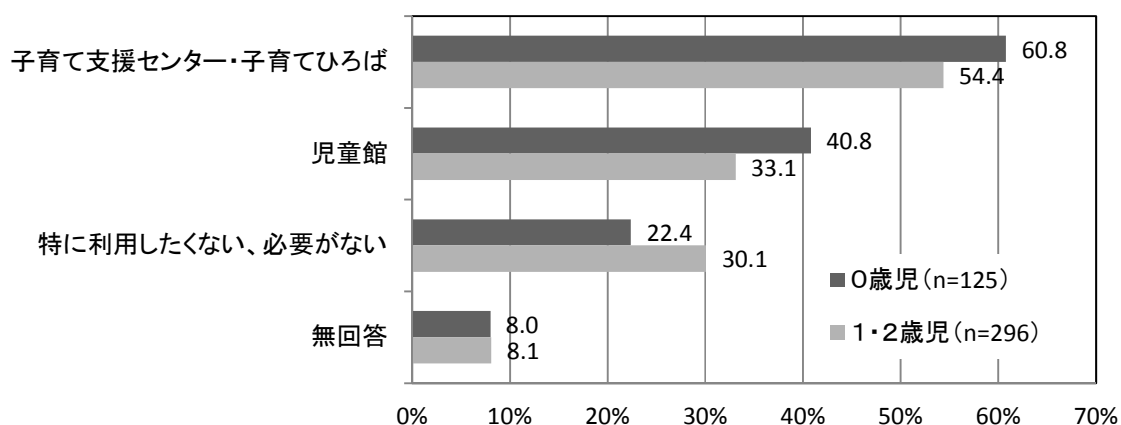
② 子育てに関する学習の機会の提供

子育てに関する各種の講座、講習会、教室を開設し、子育てに関する学習の機会や親子のふれあいの場を提供するとともに、参加者の交流を促進します。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
子育て支援センター育児講座事業	子育て、親子のふれあいなどをテーマに各種講座・事業を行います。	子育て支援課	
保健センター教室事業	妊娠中の過ごし方、赤ちゃんの健康、育児などをテーマに各種教室を開催します。	健康づくり課	
家庭教育推進事業	子育てに対する不安を解消し、親としての心構えを学ぶ各種講座やセミナーを子どもの成長段階に合わせて開催します。	生涯学習課	
児童館 幼児教室事業	平日の午前中に地域の幼児と保護者のために児童館を開放し、幼児教室、親子広場などの活動を行います。	子育て支援課(児童館)	

【アンケート調査結果より】

0歳児では3人に2人弱、1～2歳児では半数強の保護者が「子育て支援センター・子育てひろば」の利用を希望しています。



施策 2 - 4 地域の相互援助活動や自主的活動の支援

地域における子ども・子育てに関する相互援助活動や自主的活動を支援します。

① 相互援助活動の支援

子育ての援助をしたい方と援助を受けたい方を組織化し、両者の仲介をして子育てに関する市民の相互援助を支援します。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
子育て援助活動支援事業	地域において育児の援助を行いたい方と援助を受けたい方を登録・組織化し、必要ときに相互の紹介・調整を行います。(ファミリー・サポート・センター事業)	子育て支援課	確保内容 P87・89 参照

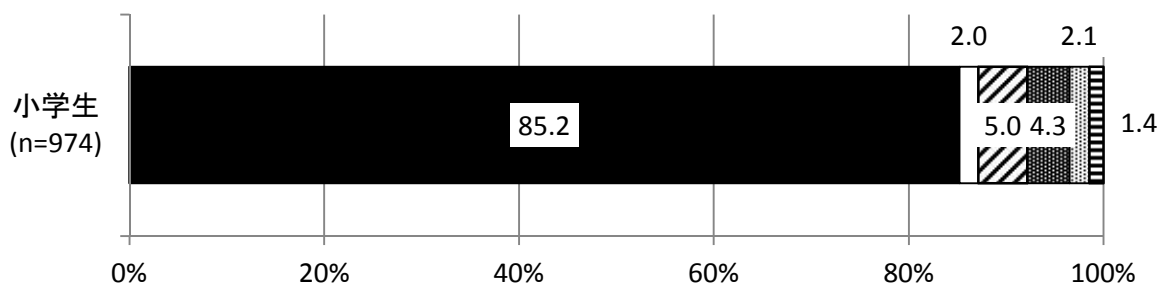
② 自主的活動の支援

子育てサークルや子ども会活動など、保護者や子どもの参加による自主的な活動を支援します。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
子育てサークル支援	子育て中の母親等による子育てサークルに対し、活動場所の提供、交流会の開催などを行い支援します。	子育て支援課	
子ども会活動支援	市内の子ども会を取りまとめる児童育成連絡協議会を通じ、子ども会活動を支援します。	子育て支援課	
地域組織活動支援	地域組織活動(母親クラブ)に対して補助金を交付するなど、運営を支援します。	子育て支援課	

【アンケート調査結果より】

小学生の9割弱が子ども会活動に参加しています。



- 現在参加している
- 現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい
- ▣ 以前、参加していたが、今後は参加するつもりはない
- (黒) 今まで参加したことはなく、今後も参加するつもりはない
- ▤ わからない
- (白) 無回答

施策 2-5 一時的に子どもを預けられる体制の整備

保護者のさまざまなニーズに応じて一時的に子どもを預かる事業を実施し、保護者の社会参加の促進や子育てに伴う精神的・身体的負担の軽減を図ります。

① 一時預かり事業

保育園などの施設で一時的に子どもを預かる事業を行います。また、ファミリー・サポート・センターでは、子どもの送迎や自宅での預かりを行う援助者を紹介します。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
一時保育事業	保育園において、保護者の短時間就労や社会参加等で、一時的に子どもを預けたいという家庭の子どもを預かります。	保育課	確保内容 P87 参照
子ども一時預かり事業	中央子育て支援センター内の施設で、保護者のリフレッシュを目的に4時間まで子どもを預かります。	子育て支援課	確保内容 P87 参照
子育て援助活動支援事業【再掲】	地域において育児の援助を行いたい方と援助を受けたい方を登録・組織化し、必要なときに相互の紹介・調整を行います。(ファミリー・サポート・センター事業)	子育て支援課	確保内容 P87・89 参照

② 病児の預かり

病児保育事業のうち、病気回復期にあつて集団生活ができない子どもを一時的に預かる病後児保育を行います。病期中の子ども保育については、実施に向けて検討を進めます。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
病後児保育事業	病気回復期にあつて、集団保育が困難であり、かつ保護者が仕事などのやむを得ない理由で、家庭では保育できないお子さんを病後児保育室で預かり保育します。	保育課	確保内容 P90 参照

③ 宿泊を伴う預かり

日中の一時預かりでは対応できない場合に、子どもを短期間施設入所させ、宿泊を伴う預かりを行います。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
子育て短期支援事業	保護者の出張や入院など宿泊を伴う預かりが必要な場合に、児童養護施設・乳児院で、おおむね7日以内子どもを預かります。	子育て支援課	確保内容 P91 参照

施策 2-6 子育てにかかる経済的負担の軽減

手当の支給や各種助成により、子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

① 手当の支給

子ども・子育て支援法で「子どものための現金給付」と規定されている児童手当について児童手当法に基づき支給します。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
児童手当	中学生までの子どもを育てる方に、児童手当・特例給付を支給します。	子育て支援課	

② 医療費の助成

子どもにかかる医療費を助成します。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
子ども医療費助成事業	中学生までの子どもの医療費について、自己負担分の全部または一部を助成します。	保険年金課	

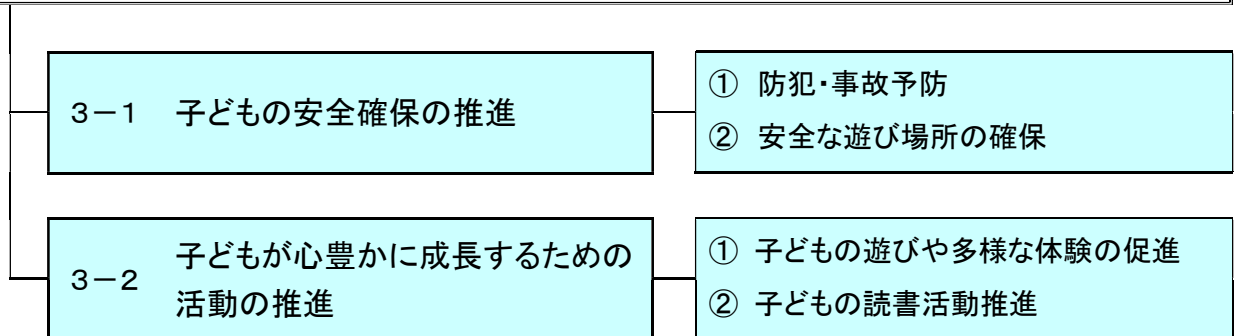
③ 教育・保育にかかる負担の軽減

保育園や幼稚園、学校生活に伴い生じる各種の負担すべき費用を軽減します。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
保育料の軽減・減免	保育料の自己負担率を国の基準に比べ、軽減、減免します。	保育課	
保育料の多子減免制度	保育園等に保護者の子3人が同時に入所している場合、保育料を無料にします。	保育課	
私立幼稚園就園奨励費	子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園に通園させている市内在住の保護者に対し、入園料、保育料の減免をします。	保育課	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	一定の経済的事由のある保護者に対し、保育園などにかかる費用(日用品や行事費など)の負担軽減を検討します。	保育課	実施検討
就学援助	一定の経済的事由のある保護者に対し、小中学校でかかる費用(給食費や学用品費など)の一部を援助します。	学校教育課	

基本目標 3 子どもが健やかに育つ環境づくり

すべての子どもが健やかに成長できるよう、子どもの安全の確保とともに、多様な活動を通じて心豊かに育つ環境を整備します。



【方 針】

すべての子どもが、事故や犯罪から守られて安全に生活し、多様な体験や活動を通じて、心身ともに健やかに成長することができるようになることを目指します。

- 交通事故や防犯とともに、乳幼児の家庭内での誤飲や転倒などの事故も深刻な問題となっており、予防についての啓発に努めます。
- 放課後子ども教室や児童館の活用について、検討を進めます。
- 読書に親しむことは、子どもの心を育み、人生を豊かにします。一宮市は、「子ども読書のまち宣言」をして、子どもの読書活動を推進しています。

施策 3-1 子どもの安全確保の推進

多くの保護者が子どもの事故や子どもが犯罪に巻き込まれることに不安を感じており、その防止対策の充実を求めています。子どもの事故予防や安全な遊び場所の整備を推進します。

① 防犯・事故予防

子どもの事故予防について啓発をするとともに、登下校の安全確保を推進します。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
子ども事故予防事業	中央子育て支援センター内の施設で、主に家庭内の子どもの事故予防に関するパネル展示による啓発や事故情報の収集などを行います。	子育て支援課	
登下校時の安全確保	地域のボランティアの協力を得て、登下校中の見守りを行います。	学校教育課 (各小学校)	
交通安全教室の実施	保育園、幼稚園、学校などで交通安全教室を開催し、子どもの交通事故予防を推進します。	地域ふれあい課	

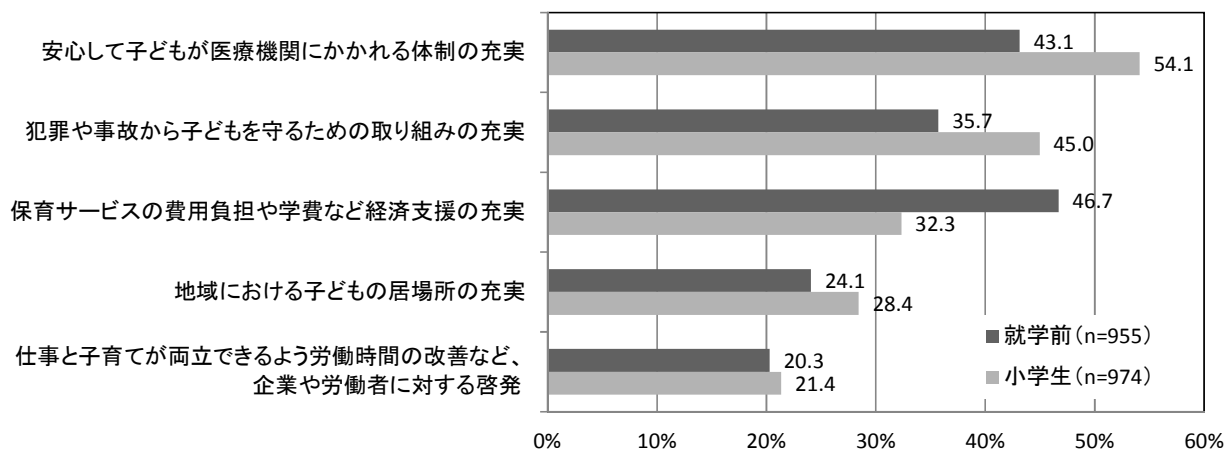
② 安全な遊び場所の確保

保育園の園庭や児童遊園、ちびっ子広場など、子どもが身近で安全に遊べる場所を整備・提供します。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
保育園園庭開放	公立保育園の園庭を未就園児の親子に遊び場、交流の場として開放します。	保育課	
児童遊園・ちびっ子広場	身近で安全な子どもの遊び場として、児童遊園・ちびっ子広場を整備・管理します。	子育て支援課	

【アンケート調査結果より】

一宮市の子育て支援施策に期待すること・重要なこととして、「犯罪や事故から子どもを守るための取り組みの充実」は、小学生では第2位、就学前では第3位と、高い割合となっています。



施策3-2 子どもが心豊かに成長するための活動の推進

子どもが多様な活動を通じて成長する機会を確保し、遊びや体験、読書などを通じて豊かな心を育む環境を整備します。市では、子どもに成長の機会を提供する、各種の施設、事業、行事を実施していますが、ここでは、主として子どもの遊び・多様な体験や読書活動に関する事業について記載しています。

① 子どもの遊びや多様な体験の促進

児童館や放課後子ども教室など、異なった年齢の集団のなかで遊びや多様な体験を通じて成長する機会を提供します。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
児童館	25か所の児童館を設置し、子どもに健全な遊びを提供します。	子育て支援課 (児童館)	
放課後子ども教室推進事業	学校施設を利用して放課後や週末等に、放課後の小学生が学習や遊びなどの活動を行う安全で安心な居場所を確保し、健全な育成を行います。	青少年育成課	確保内容 P98参照
学校週5日制対応事業	小学生を対象に、体験等を中心としたキッズチャレンジ、ジュニア教室、子どもわくわく学習会などを開催します。	青少年育成課	
いちのみや子ども情報紙 kids'i (キッズ・アイ) 発行	「子どもにどこかで自然体験をさせたい」「親子でイベントに参加したい」などの情報がほしい方に情報提供をします。	青少年育成課	

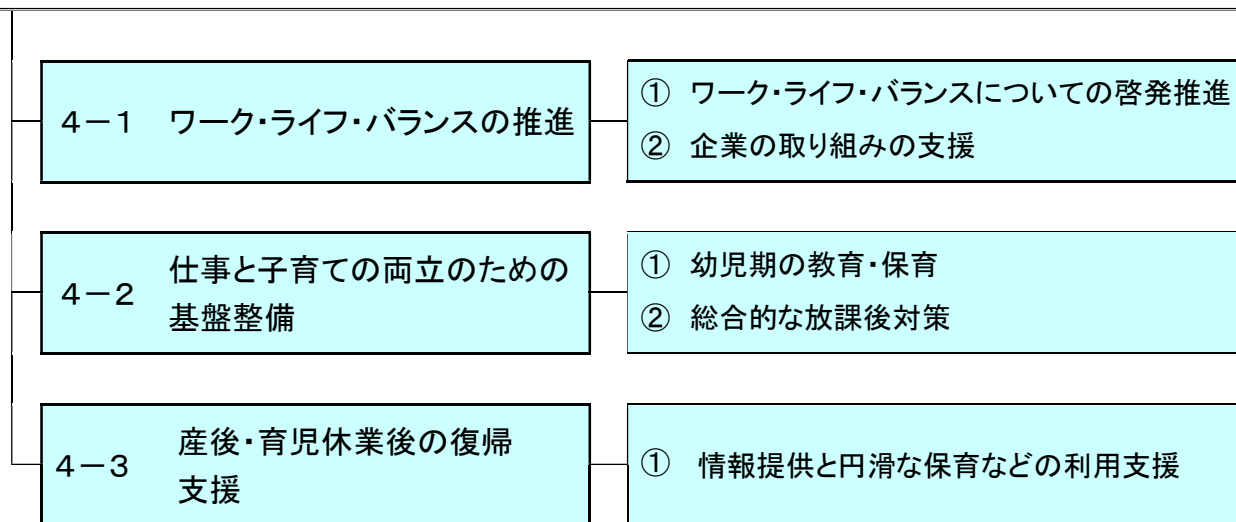
② 子どもの読書活動推進

「一宮市子ども読書活動推進計画（第2次）」に基づき、幼い頃から本に親しみ、読書を通じて豊かな心を育む活動を推進します。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
ブックスタート事業	4か月児健康診査時に赤ちゃんと保護者に「絵本を読んでもあげることの大切さ」を説明し、実際の読み聞かせをしながら、絵本を配付します。	図書館	
子どもの読書活動推進事業	読書通帳配布、各図書館におけるボランティア等による読み聞かせ会、除籍図書の配布など、子どもの読書推進に関する事業を行います。	図書館	

基本目標 4 仕事と子育ての両立支援

誰もが安心して働きながら子育てができるよう、両立を支える環境や基盤を整備し、より利用しやすい仕組みづくりを進めます。



【方針】

父親と母親がともに働く家庭やひとり親家庭を支援するため、多様な働き方が可能な社会環境づくりを推進するとともに、両立を支える重要な社会基盤となる、働いている時間に子どもを預かり保育をする事業を充実し、無理なく「仕事と子育ての両立」ができるようになることを目指します。

- ・ワーク・ライフ・バランスの一層の推進を図ります。
- ・保育園、幼稚園、放課後児童健全育成事業など、仕事と子育ての両立の基盤となる施設・事業については、目標を設定して充実を図ります。
- ・産後・育児休業後の職場復帰に対する支援については、適切な方策について、さらに検討を進めます。

施策４－１ ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進し、多様なライフスタイルに応じた働き方や、ゆとりのある生活の希望がかなう社会環境づくりを推進します。

① ワーク・ライフ・バランスについての啓発推進

ワーク・ライフ・バランスの考え方について、各種媒体を利用して啓発します。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
ワーク・ライフ・バランスについての啓発	市広報、ホームページ等さまざまな媒体で啓発を行うなかで、ワーク・ライフ・バランスの考え方について浸透を図ります。	企画政策課 経済振興課	

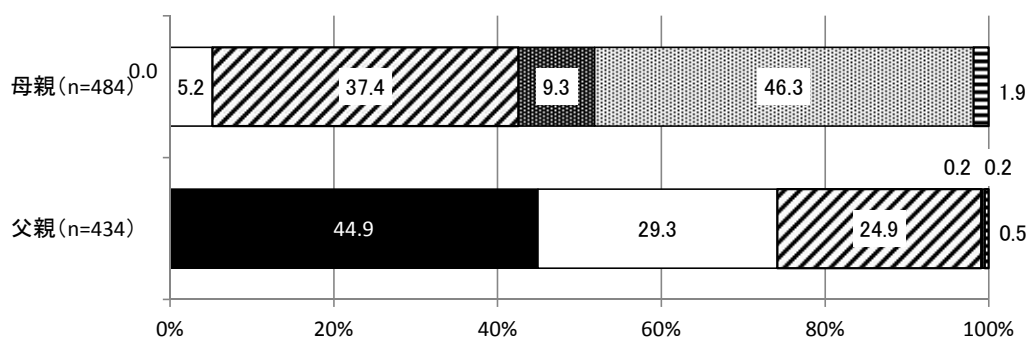
② 企業の取り組みの支援

企業が行うワーク・ライフ・バランス実現の取り組みを支援します。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
事業所向け男女共同参画出前講座	事業所が企画・実施する、ワーク・ライフ・バランスに関する講座や研修会に講師を無料で派遣します。	企画政策課	
男女共同参画推進事業所の表彰	男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる事業所等を表彰します。	企画政策課	実施予定
愛知県ファミリー・フレンドリー企業制度の紹介	ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業を奨励・支援する愛知県の制度を紹介します。	経済振興課	

【アンケート調査結果より】

就学前の子どもの父親は、3割弱が「やむを得ず子育てより仕事を優先している」と回答しています。



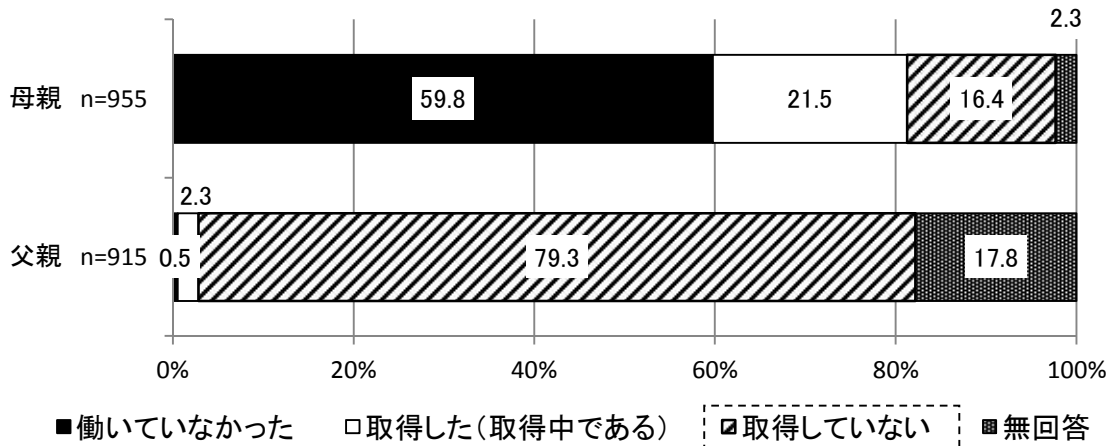
- 子育てよりも仕事を優先している
- やむを得ず子育てより仕事を優先している
- ▣ 仕事と子育ての両立を図るよう努めている
- やむを得ず仕事より子育てを優先している
- ▣ 仕事よりも子育てを優先している
- その他

※無回答を除く構成比

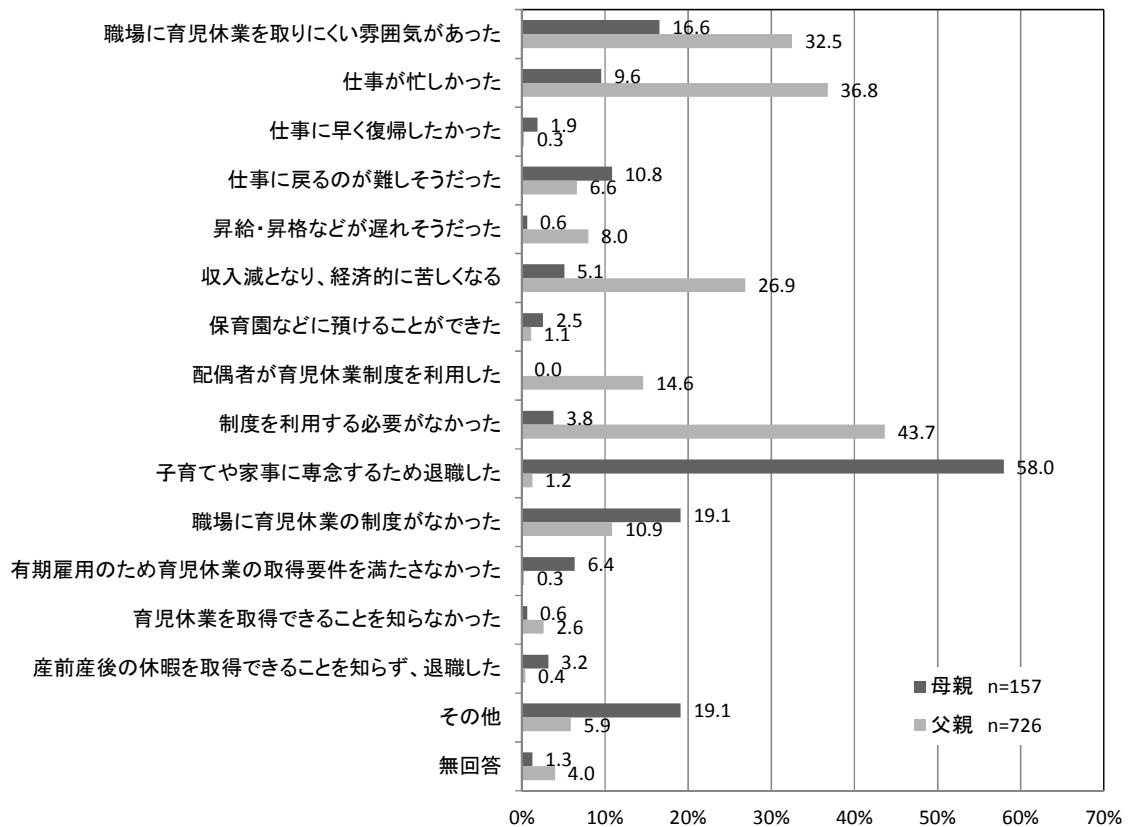
【アンケート調査結果より】

育児休業の取得状況について、母親は、「働いていなかった」が6割弱と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が2割強、「取得していない」が2割弱と続いています。なお、父親で「取得した（取得中である）」は2.3%でした。

取得していない理由をみると、母親は、「子育てや家事に専念するため退職した」が6割弱と最も多くなっています。また、父親は、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が4割強と最も多く、次いで「仕事が忙しかった」が4割弱、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が3割強と続いています。



□取得していない理由



施策 4-2 仕事と子育ての両立のための基盤整備

親が働いている時間に子どもを預かり保育する事業は、仕事と子育ての両立を支える最も重要な社会基盤です。利用意向に基づき、計画的な充実を図ります。

① 幼児期の教育・保育

保育園、幼稚園など常時の教育・保育施設や事業を充実させ、小学校就学前の子どもを育てる親が安心して仕事と子育てを両立できる基盤を整備するとともに、子どもの成長にとって重要な乳幼児期における質の高い教育・保育の提供を図ります。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
教育・保育施設	保育園、幼稚園、(認定こども園)による教育・保育を行います。	保育課	確保内容 P75 参照
地域型保育事業	家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育による保育を検討します。	保育課	実施検討 P80 参照
延長保育事業	保育園の通常の開所時間を延長して保育します。	保育課	確保内容 P94 参照
休日保育事業	保育園が開所しない日曜日・祝日に就労する共働き家庭の子どもを休日に保育します。	保育課	

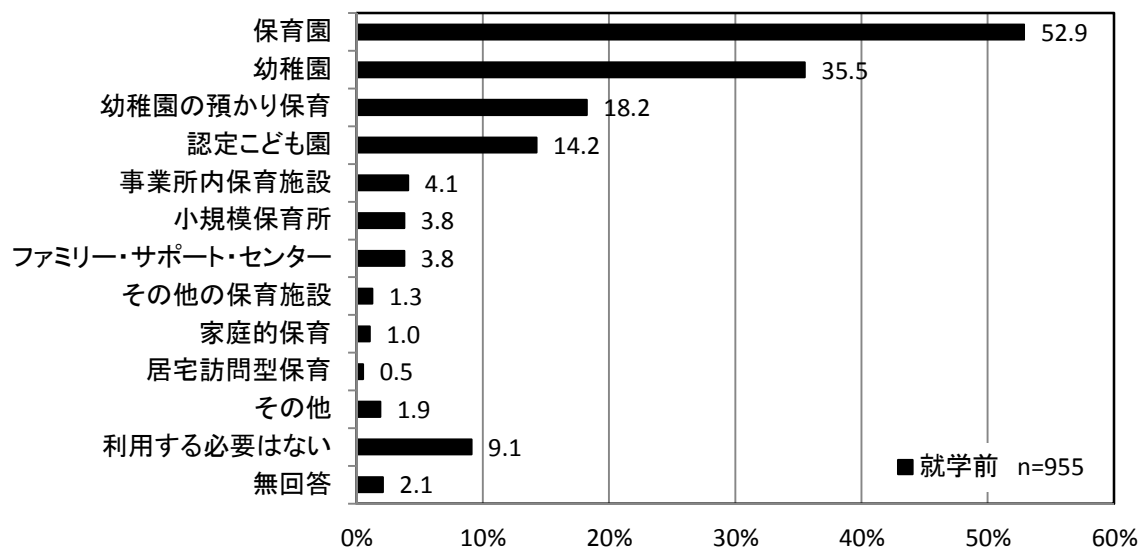
② 総合的な放課後対策

放課後の小学生に生活・遊びの場や活動の機会を提供する事業について総合的に推進し、小学生を育てる親が安心して仕事と子育てを両立できる基盤を整備するとともに、子どもの健全な育成を図ります。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブにおいて放課後の子どもに生活・遊びの場を提供し、健全な育成を行います。	子育て支援課	確保内容 P92 参照
児童館整備事業	利用する子どもに、より適切な遊びを提供するため、設備の充実や不良箇所の修繕など、計画的な施設整備に努めます。	子育て支援課	実施検討 P99 参照
放課後子ども教室推進事業【再掲】	学校施設を利用して放課後や週末等に、放課後の小学生が学習や遊びなどの活動を行う安全で安心な居場所を確保し、健全な育成を行います。	青少年育成課	確保内容 P98 参照

【アンケート調査結果より】

就学前保護者の半数強が「保育園」、3分の1強が「幼稚園」の利用を希望しています。



施策4-3 産後・育児休業後の復帰支援

出産や育児の休業後に円滑に職場に復帰するための支援や、入所予約制度など職場復帰に際して確実に保育等の利用ができる仕組みについて、定員増加状況などを考慮しつつ検討を進めます。

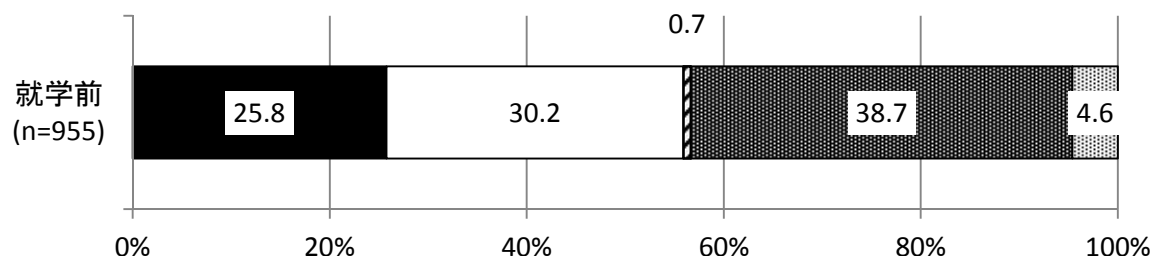
① 情報提供と円滑な保育などの利用支援

休業給付や保険料減免、短時間制度など出産・育児の休業、職場復帰に伴う各種制度について情報提供をし、また、出産・育児の休業明けに子育て支援サービスを利用しやすい一定の配慮をします。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
休業明けの子育て支援サービス利用にかかる配慮	休業明けに、保育園や放課後児童クラブを利用する際に有利になるよう、一定の配慮をします。	保育課 子育て支援課	
休業に関する各種制度の情報提供	こども家庭相談や利用者支援事業(検討事業)のなかで、各種制度の情報を収集するとともに、情報提供を行います。	子育て支援課	実施検討

【アンケート調査結果より】

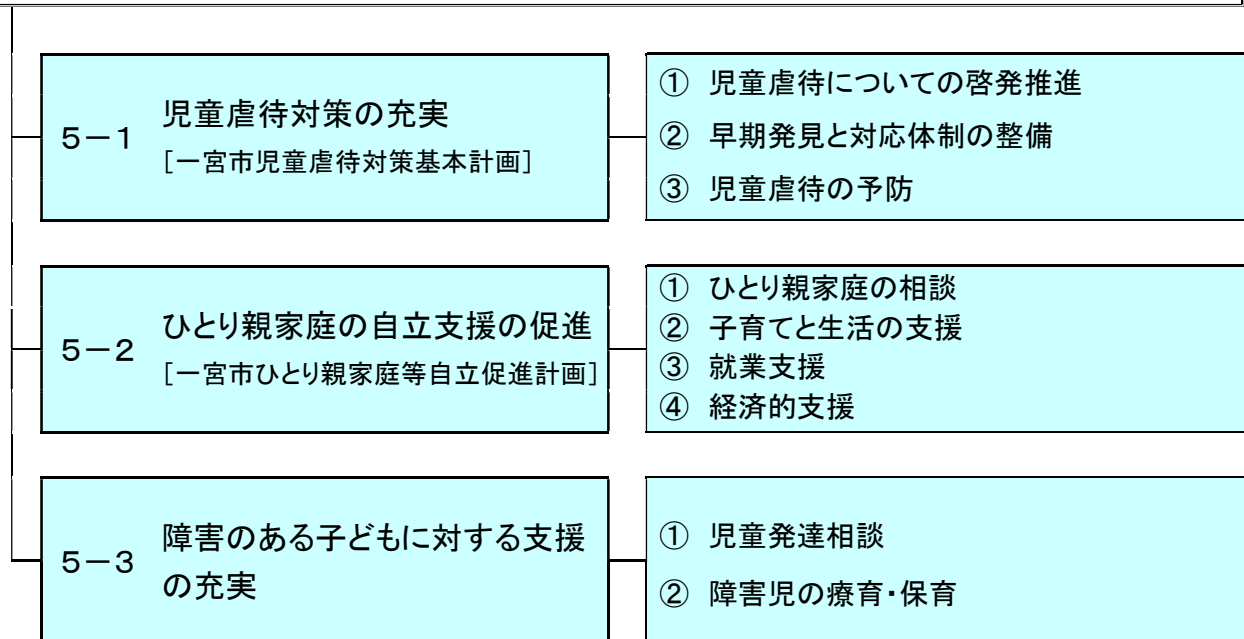
子どもが原則1歳になるまで育児休業給付が支給される仕組み、子どもが満3歳になるまでの育児休業等の期間内は健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みについて、いずれも知らなかった方が4割弱となっています。



- 育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた
- 育児休業給付のみ知っていた
- ▣ 保険料免除のみ知っていた
- 育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった
- 無回答

基本目標 5 子ども・家庭の状況に応じた支援の充実

生まれ育つ環境にかかわらず、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、個別の支援を必要とする子どもや家庭の援助を充実します。



【方針】

個別の状況に応じた特別な支援を必要とする子ども・家庭に対する支援を充実し、生まれ育った環境にかかわらず、一人ひとりの子どもが個性を発揮し、健やかに成長することができるようになることを目指します。

- 要保護児童対策地域協議会への情報集約の強化方策を検討し、支援を必要とする子ども・家庭の早期発見に努め、児童虐待の防止を図ります。
- 就労によるひとり親家庭の自立を促進します。
- 児童発達に関する相談窓口と子育てに関する相談窓口との連携強化を検討し、早期対応による療育推進を図ります。

施策 5-1 児童虐待対策の充実

【一宮市児童虐待対策基本計画】

児童虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与える行為であり、子どもの生命にかかわる問題であって、その根絶を図らなければなりません。

児童虐待対策が子どもの健やかな成長に不可欠であることから、「一宮市子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして、一宮市としての基本方針について「一宮市児童虐待対策基本計画」を策定し、児童虐待対策の総合的な推進を図ります。

【対象者】

要保護児童：保護者のいない児童または児童虐待などにより保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童除く）

特定妊婦：若年妊婦、望まない妊娠など、出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

【児童虐待対策の現状と課題】

- 一宮市域の児童虐待通告受付・対応件数は毎年増加しています。一宮市は愛知県一宮児童相談センター（児童相談所）と連携して通告に対応しています。

■ 一宮市域における児童虐待通告受付・対応件数の推移

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
一宮市	75	101	112	100	86
愛知県一宮児童相談センター	42	101	129	151	207

資料：愛知県一宮児童相談センター・子育て支援課

- 「子どもを守る地域ネットワーク」として、一宮市要保護児童対策地域協議会を設置し、地域の関係機関の連携により児童虐待対策を推進しています。ネットワークを活用して支援を必要とする子ども・家庭を早期に発見し、適切な子育て支援の実施により児童虐待を防止していくことが必要です。

■ 一宮市要保護児童対策地域協議会

区分	構成機関等	
	関係団体	行政
人権・警察	一宮人権擁護委員協議会	名古屋法務局一宮支局
		愛知県警察一宮警察署
教育	愛知県私立幼稚園連盟一宮支部	一宮市教育委員会
医療	一般社団法人一宮市医師会	一宮市病院事業部
	一般社団法人一宮市歯科医師会	
児童福祉・母子保健等	一宮市民生児童委員協議会	愛知県一宮児童相談センター
	一宮市民間保育協会	愛知県一宮保健所
	社会福祉法人 照光会	一宮市福祉こども部
	社会福祉法人 清修会	一宮市市民健康部

① 児童虐待についての啓発推進

社会全体で児童虐待の早期発見や予防を図るため、市民に対する啓発活動を推進し、児童虐待を受けている疑いのある子どもを発見した場合の通告を呼びかけ、児童虐待に関する理解を深める活動を行います。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
児童虐待についての啓発	市広報、ホームページ、ポスター掲示等さまざまな媒体を利用して児童虐待、児童虐待通告先について啓発を行います。	子育て支援課	

② 早期発見と対応体制の整備

子どもとの面接調査などを行う相談員を配置し、児童虐待通告を受付けたときには県児童相談センターと連携して適切に対応します。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
児童虐待相談窓口の設置	市としての児童虐待相談・通告窓口を設置し、市民などからの虐待通告を一元的に受け付けます。	子育て支援課	
こども家庭相談員の配置	こども家庭相談室(子育て支援課)に、家庭訪問、子どもとの面接調査等を行う、こども家庭相談員を配置し、児童虐待ケースに対応します。	子育て支援課	
児童虐待通告対応	通告受理後、緊急受理会議で対応方針を決定し、子どもの安全確認を行います。危険性が高いケースは児童相談センターに送致し、一時保護等の措置につなげます。	子育て支援課	

③ 児童虐待の予防

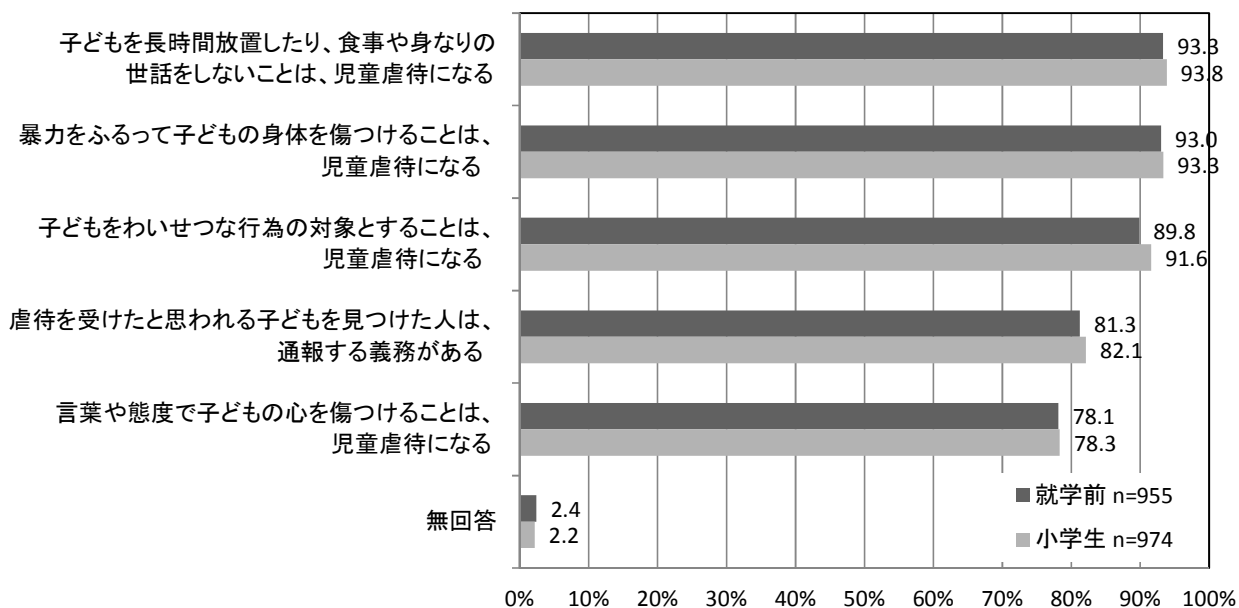
要保護児童対策地域協議会への情報集約強化を検討するとともに、把握した支援が必要な子ども・家庭に対して、状況に応じて必要とする個別支援を行うことにより、児童虐待の発生や再発防止に努めます。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問) 【再掲】	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問員・保健師・助産師(新生児産婦訪問を兼ねる)が訪問し子育て支援に関する情報提供や育児相談を行います。	健康づくり課	確保内容 P84 参照
ネットワークによる見守り支援の実施	要保護児童対策地域協議会において情報を集約し、支援が必要な子ども・家庭の見守りを行い、必要な個別支援を実施します。	子育て支援課	
養育支援訪問事業 (育児支援家庭訪問)	要保護児童対策地域協議会での協議により必要性を判定し、保健師の定期訪問、ホームヘルパーの派遣などの支援を行います。	子育て支援課	確保内容 P95 参照
児童虐待に関する研修会の開催	要保護児童対策地域協議会の活動の一環として研修会を開催し、関係者の能力向上や意識高揚を図り、ネットワークの対応能力を強化します。	子育て支援課	

【アンケート調査結果より】

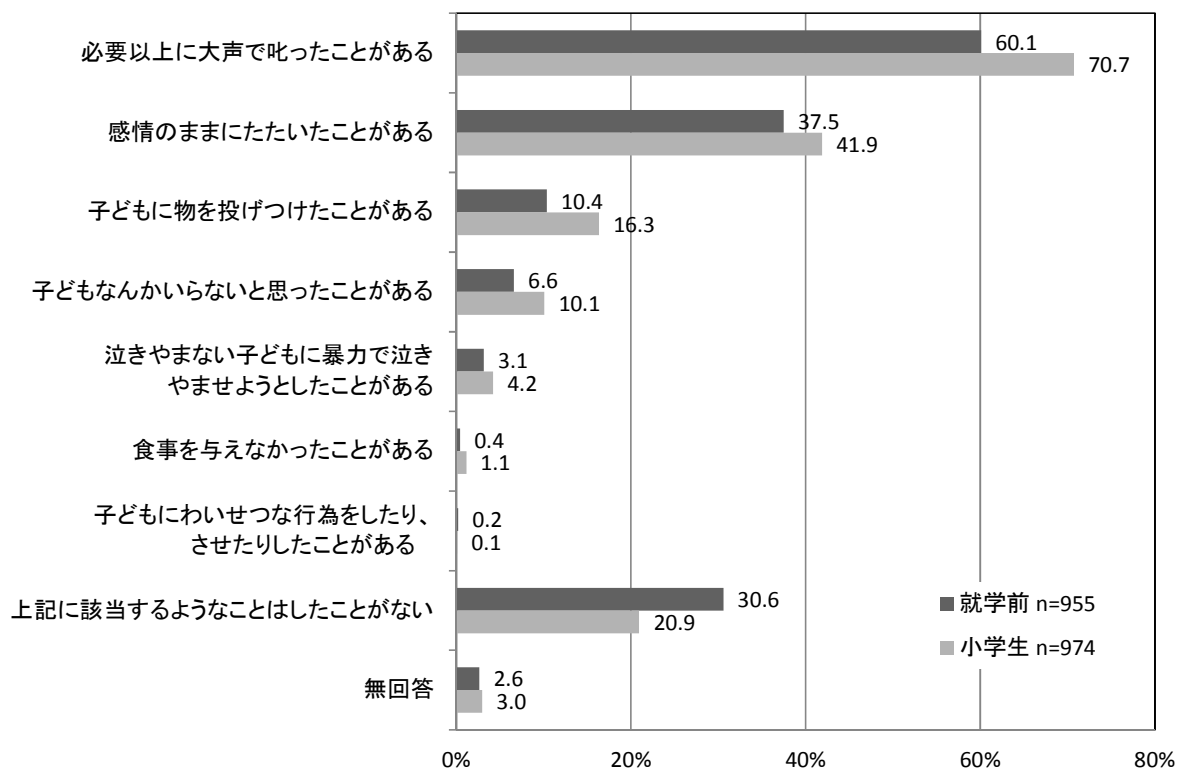
・児童虐待に関する知識

虐待に関して知っていることは、身体的虐待、性的虐待、ネグレクトについては9割前後、虐待発見時の通報義務は8割強、心理的虐待（言葉の暴力など）は8割弱となっています。



・児童虐待のおそれのある行為の経験

「該当するようなことをしたことがない」が就学前では3割、小学生では2割であることから、就学前では7割、小学生では8割の母親または父親のいずれかが、状況によっては虐待のおそれのある行為をしたことがあると回答しています。



施策5-2 ひとり親家庭の自立支援の促進

【一宮市ひとり親家庭等自立促進計画】

ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っており、生活全般にさまざまな困難を抱えています。

ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進が、子どもの健全な成長に不可欠であることから、「一宮市子ども・子育て支援事業計画」と一体のものとして「一宮市ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭に対する支援の総合的な推進を図ります。

【対象者】

母子家庭：配偶者のない母親が20歳未満の子どもを育てている家庭をいう。

父子家庭：配偶者のない父親が20歳未満の子どもを育てている家庭をいう。

ひとり親家庭：母子家庭及び父子家庭をいう。

寡婦：かつて母子家庭であって、子どもが成人し現在も配偶者がいない方をいう。

【計画の位置づけ】

母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「自立促進計画」として策定します。

【ひとり親家庭の現状と課題】

- ひとり親家庭は増加傾向にあります（P18参照）。
アンケート調査結果では、未就学児の子育て家庭の4.3%、小学生の子育て家庭の7.9%がひとり親家庭となっています。
- ひとり親家庭となった理由は離婚が多くを占めています。

■児童扶養手当受給者の状況（平成26年4月1日現在）

区分	事 由			
	離婚	死別等	未婚出産等	その他
母子家庭	2,599	20	260	49
父子家庭	124	16	0	10
養育者	0	0	0	6

資料：子育て支援課

- ひとり親家庭は、全般的に厳しい経済的状況に置かれており、また、「貧困の世代間連鎖」が心配されています。このような状況の背景として、結婚、出産により職業生活が中断したことによる就労経験・能力の不足、ひとり親のため、仕事と子育ての両立が一層困難であることなどが考えられます。
→平成23年度全国母子世帯等調査結果報告（厚生労働省）は、平成22年の年間収入を基にして、児童のいる世帯の平均収入を「100」とした場合、「母子世帯」の収入は「44.2」、「父子世帯」の収入は「69.1」としています。

① ひとり親家庭の相談

ひとり親家庭の各種の相談に応じ、また、養育費の確保に関する情報提供をします。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
ひとり親家庭相談	母子・父子自立支援員により、ひとり親家庭の相談を実施し、家庭の形態にかかわらず安心して自立した生活を送れるよう支援を行います。	子育て支援課	
養育費確保の情報提供	養育費確保に関する情報を収集し、啓発するほか、離婚相談などの機会を捉えて情報提供をします。	子育て支援課	

② 子育てと生活の支援

ひとり親家庭の自立促進のため、必要な子育てや生活の支援を行います。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
日常生活支援事業	ひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣し、育児や家事の援助を行います。	子育て支援課	
母子生活支援施設入所相談	一定の事由がある母子の入所を行い、就労、生活、子育て等の支援をして自立の促進を図ります。	子育て支援課	
ひとり親家庭の子育て支援サービス利用にかかる配慮	ひとり親家庭が保育園や放課後児童クラブを利用する際に有利になるよう、一定の配慮をします。	保育課 子育て支援課	

③ 就業支援

ひとり親家庭の母または父の職業能力の向上を促進するとともに、きめこまかな就労相談を行います。また、就業支援専門員の配置について検討します。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
自立支援プログラム策定事業	自立支援プログラム策定員により自立支援プログラムを策定し、きめこまかな就業・自立支援を行います。	子育て支援課	
自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の母または父に対し、教育訓練講座受講料の一部を支給します。	子育て支援課	
高等職業訓練促進給付金等	看護師など就職の際に有利な資格を取得するため養成機関で学んでいる、ひとり親家庭の母または父に対し、訓練促進給付金等を支給します。	子育て支援課	
就業支援講習会	職業能力の向上を図るため、愛知県母子センターが実施する就業支援講習会の情報提供、申込書の取りまとめ提出を行います。	子育て支援課	
高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の母または父が高卒認定試験の講座を受け、合格したときに受講費用の一部を支給します。	子育て支援課	実施予定

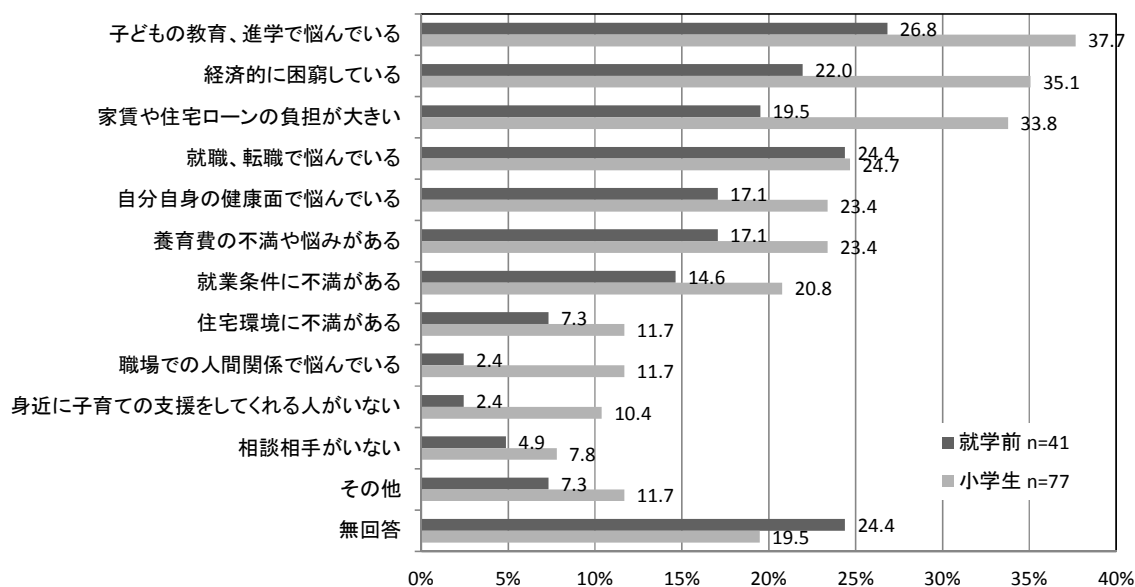
④ 経済的支援

児童扶養手当、遺児手当など各種手当を支給します。また、母子父子寡婦福祉資金の貸付相談や医療費の助成を行います。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
児童扶養手当	児童扶養手当法に基づき、ひとり親家庭の母または父などに対し、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課	
遺児手当	ひとり親家庭の母または父などに対し、愛知県と一宮市の遺児手当を支給します。	子育て支援課	
遺児入学卒業祝金	ひとり親家庭の子どもが小学校、中学校の入学時及び中学校卒業時に祝金を支給します。	子育て支援課	
母子父子寡婦福祉資金	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進するため、愛知県が実施する福祉資金貸付についての紹介、貸付申請支援を行います。	子育て支援課	
母子・父子家庭等医療費助成事業	満 18 歳に到達する年度末までの子どもを扶養しているひとり親家庭の母または父とその子どもの医療費について自己負担分の全部を助成します。	保険年金課	

【アンケート調査結果より】

ひとり親家庭の母または父が「子育てや生活で悩んでいること」は、「子どもの教育、進学に悩んでいる」が最も多く、次いで「経済的困窮」「就職、転職」「家賃や住宅ローン」などとなっています。



施策5-3 障害のある子どもに対する支援の充実

人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指し、障害児から成人の障害者へと連続した支援を行います。また、「第4期一宮市障害福祉計画」に基づき、重層的な支援体制の構築を図ります。本計画では障害のある子どもへの支援のうち、発達相談との連携や障害のある子どもの保育等の充実を図ります。

① 児童発達相談

子育てに関する相談と児童療育相談、療育サポートなど発達の相談との連携促進により、早期対応による療育を推進します。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
療育相談・療育サポート	児童発達支援センターいずみ学園及び療育サポートプラザ チャイプで、発達が気になる子どもの相談に応じ、子どもの個性に応じた子育ての方法を一緒に考えます。	福祉課 いずみ学園	

② 障害児の療育・保育

障害・発達の状況に応じて、障害のある子どもの療育・保育を行います。

事業名	事業概要・方針	担当課	備考
保育所等訪問支援事業	保育所などを利用中の子どもが集団生活適応のために専門的な支援が必要な場合、支援員が施設に訪問し、担任とともにその子どもに合った支援方法を考えます。	いずみ学園	
児童発達支援事業	就学前の単独で通園できる子どもに対し、一人ひとりに合わせて適切な療育を行います。	いずみ学園	
心身障害児母子通園	就学前の障害のある子どもとその保護者が一緒に通園して、集団療育により日常生活の適応能力増進を図ります。	福祉課 保育課	
保育園の障害児保育	保護者の就労状況等から保育園へ通う必要性があり、心身の軽・中度の障害のため特に配慮を要する子どもを、公立保育園と一部の私立保育園で保育します。	保育課	
障害児児童クラブ	特別支援学校へ通う障害のある子どもを放課後児童クラブ2か所で支援します。	子育て支援課	